

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	岡 田	妥 知
同	福 田	武 洋

令和 6 年度監査委員監査結果報告の提出について

(中之島高速鉄道株式会社)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

中之島高速鉄道株式会社

・主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

計画調整局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。計理状況を適切に監理しているか。	指摘事項 1
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びP C等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む。）が適切に行われているか。	—
(2) 現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、各事業は効果的・効率的に実施されているか。	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているか。	—
(3) 財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	指摘事項 2
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	—
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。	—
(4) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 収入印紙の管理記録について改善を求めたもの

本法人の経理規程第 25 条（その他資産の管理）において、「その他の資産については、必要に応じて台帳を設けて管理する。」と規定されている。本法人は、収入印紙の受入、払出及び残枚数について、従来から有価証券受払簿（種別ごとに作成）を使用し管理している。

今回の監査において、有価証券受払簿（収入印紙 10 万円）を確認したところ、令和 6 年 3 月 8 日に 4 枚の購入（受入）及び令和 6 年 3 月 25 日に同数の使用（払出）があるにもかかわらず、受払簿に記載されていなかった。

なお、受払簿の記載は令和 2 年 3 月 19 日の記録が最後であった。

これは、収入印紙は購入後数日で使用することが多く、使用後は残数が残らないこと及び 1 万円以上の収入印紙は、使用しない間は金庫に保管するため、受払簿を作成する必要性が低いとの認識であったことが原因である。

現状では、収入印紙の紛失のリスクや、換金性が高いため横領のリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

本法人は、収入印紙の管理について、受払簿を正確に記録・作成されたい。

2 計算書類の注記について改善を求めたもの

会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第三編計算関係書類第 5 章注記表において、計算書類について注記すべき内容が規定されている。

今回の監査において、本法人の計算書類の注記について確認したところ、次の事実が見受けられた。

- ・ 会社計算規則第 105 条第 1 項第 2 号（株主資本等変動計算書に関する注記）において、株主資本等変動計算書に関する注記事項として「当該事業年度の末日における自己株式の数」と定められている。そのため、個別注記表の（株主資本等変動計算書に関する注記）として、令和 5 年度の末日における自己株式の数を記載する必要がある。

しかし、令和 5 年度の末日において自己株式を 200 株保有しているものの、個別注記表（株主資本等変動計算書に関する注記）において、自己株式の数が記載されていなかった。

これは、自己株式を保有している場合、個別注記表の株主資本等変動計算書に関する注記において自己株式の数を記載しなければならないという会社計算規則に対する認識がなかったことによるものである。

- ・ 会社計算規則第 112 条第 3 項において、関連当事者との取引に関する注記は、一定の区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならないと規定されており、具体的には、関連当

事者の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針 13 号）開示例 1．関連当事者との取引の区分に準拠して表示しなければならない（会社計算規則第 3 条：会計慣行のしん酌）。

しかし、本法人は、京阪電気鉄道株式会社について、会社計算規則第 112 条第 4 項第 4 号に定める「その他の関係会社の子会社」に該当する関連当事者として、関連当事者との取引に関する注記には、「親会社及び法人主要株主等」に分類表示しているが、「その他の関係会社の子会社」は「兄弟会社等」に分類されるため（前記適用指針開示例参照）、「親会社及び法人主要株主等」とは別に、「兄弟会社等」の区分を設けて記載すべきである。

これは、京阪電気鉄道株式会社は、会社計算規則第 112 条第 4 項第 4 号に定める「その他の関係会社の子会社」に該当する関連当事者であり、関連当事者との取引に関する注記においては、「兄弟会社等」の区分を設けて記載すべきであるとの認識がなかったことが原因である。

- ・ 1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 4 号）第 34 項によると、「1 株当たり純資産額は、普通株式に係る期末の純資産額を、期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数で除して算定する。」と規定されている。

この点、本法人は、1 株当たり純資産額を、普通株式に係る期末の純資産額を期末の自己株式数を控除せず普通株式の発行済株式数で除して算定し、45,717.07 円として注記していたが、正しくは、45,734.57 円となる。

これは、1 株当たり純資産額を注記する際、普通株式に係る期末の純資産額を期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数で除して算定するという会計基準を認識していなかったことが原因である。

現状では、財務諸表等の開示が適正になされないことにより、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 2]

財務諸表等の作成にあたっては、作成者以外の上位者が記載に誤りがないかのチェックを行うとともに、必要に応じて会計監査人等の専門家に助言や指導を得られるようにするなど、正しい財務諸表等が作成される仕組みを講じられたい。

第 7 その他

なし